

科発 0524 第 1 号
健健発 0524 第 1 号
健感発 0524 第 1 号
平成 28 年 5 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
（公印省略）
健康局健康課長
（公印省略）
健康局結核感染症課長
（公印省略）

「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて」の一部改正について

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについては、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 18 日科発第 467 号・健総発第 66 号・健感発第 61 号）により周知しているところであるが、今般、組織名の変更等を踏まえて、当該通知を別紙のとおり改正する。

貴職におかれては内容を御了知の上、当該通知の内容について改めて関係機関等へ周知を図らねたい。

なお、本通知については、警察庁、総務省、国土交通省とも協議済みであることを申し添える。